

長崎市企業立地奨励金交付申請に必要な書類（適用条例：平成30年12月26日付施行以降共通）

【全奨励金共通】

チェック欄

- 1 市税を滞納していないことを証明する書類（完納証明書の原本）
※長崎市各地域センターで証明書を取得してください。
- 2 県税（法人事業税）を滞納していないことを証明する書類（納税証明書の原本）
※長崎振興局税務部（長崎市万才町3番17号 Tel 095-820-7133）
- 3 消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類（納税証明書の原本（その3未納税額のない証明書））
※所管の税務署（長崎市松が枝町6番26号 Tel 095-822-4231）
- 4 法人の登記事項証明書の原本
- 5 直近1期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書（売上原価並びに販売費及び一般管理費に係る明細書を含む）、キャッシュ・フロー計算書又は資金繰り表）
（財務諸表が以前提出したものと同一の場合は、直近の残高試算表）
- 6 監査報告書（原本証明をした写しをご提出ください。）
- 7 本市の区域内にある全ての事業所の雇用従業員名簿（①氏名、②雇用形態（正規、非正規、短時間の区分*）、③1週間の所定労働時間、④業務内容）
※正規は雇用期限のない労働契約を締結したもの、非正規は雇用期限のある労働契約を締結したものの、短時間は1週間の所定労働時間が20時間以上である短時間労働者。
- 8 本市の区域内にある全ての事業所の労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条に規定する労働者名簿の写し
- 9 役員等名簿（法人の役員及び指定を受けた事業所の代表者の氏名、フリガナ、生年月日を記したものの）

【施設等整備奨励金】

- 10 指定を受けた土地及び家屋に係る名寄帳の原本（直近年のもの）
- 11 償却資産課税台帳及び種類別明細書の原本（直近年のもの）
※10、11については指定事業所部分を蛍光ペンで表示してください。

【建物等賃借奨励金】

- 12 指定を受けた土地及び家屋の賃貸借契約書、領収書の写し

【雇用奨励金】

- 13 雇用契約書の写し
- 14 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- 15 障害者の場合：身体障害者手帳又は戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
- 16 雇用状況報告書（第11号様式）

＜留意事項＞

上記以外の書類でも、奨励金交付審査にあたって必要と認められるものについては、提出をお願いすることがあります。